

宮田村 国土強靱化地域計画

令和3年3月
宮田村

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 策定趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	1
第3節 計画の目的.....	2
第4節 計画期間.....	2
第5節 計画策定の手順.....	2
第6節 施策の重点化.....	2
第7節 評価・見直し.....	2
第2章 基本的な考え方.....	3
第1節 宮田村の概要.....	3
第2節 想定するリスク.....	4
第3節 基本目標と事前に備えるべき目標.....	9
第3章 取り組むべき事項.....	11
重点項目.....	11
第1節 人命の保護が最大限図られること.....	13
第2節 被災者や負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること.....	23
第3節 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること.....	32
第4節 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること.....	36
第5節 流通・経済活動を停滞させないこと.....	43
第6節 二次的な被害を発生させないこと.....	46
第7節 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ること.....	55
資料編.....	63

※公共事業の主な整備箇所については別紙「公共事業の主な整備箇所一覧」を参照

第1章 計画の基本的事項

第1節 策定趣旨

東日本大震災等の大規模地震をはじめ、近年、全国的にゲリラ豪雨等による大規模な水害や土砂災害が発生し、大規模自然災害に対する事前の備えを行うことの重要性が広く認識されつつあります。

国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、翌年6月には国土強靱化基本計画を閣議決定しました。その中で、国は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています。

長野県においては、こうした国の方針や過去の災害の教訓を踏まえ、平成28年3月に「長野県強靱化計画」を、平成30年3月に「第2期長野県強靱化計画」を策定しています。

このような中、本村でもあらゆるリスクに対して、「強靱な宮田村」をつくりあげていくため、国土強靱化に関する施策を計画的に推進することを目的に「宮田村国土強靱化地域計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

「宮田村国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画です。また、本計画は、本村の行政運営の指針となる宮田村総合計画との整合を図りながら、分野別・個別計画の国土強靱化に関する施策の指針となる計画です。

第3節 計画の目的

村民の一番の思いは、災害により生命・財産を失わないことにあります。行政のみならず、村民、企業も生命・財産を守り迅速に復旧復興するための「事前の備えを行うことにより、社会全体が災害に強くなること」、すなわち強靱化を意識することが必要です。

本計画は、災害の教訓を踏まえ、行政、村民、企業が一体となって強靱化に取り組み、生命・財産・暮らしを守ることを目的とします。

第4節 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。

なお、今後の社会情勢等に急激な変化が生じた場合など、計画期間内においても適宜見直しを行うこととします。

第5節 計画策定の手順

本計画は、国及び県の脆弱性評価を参考に、以下の手順で評価を実施しました。

- (1) 本村における「起きてはならない最悪の事態」を設定
- (2) (1) に対する村の施策、指標の洗い出し
- (3) (2) について現状、問題点を整理
- (4) (3) に対する施策を検討

第6節 施策の重点化

限られた財政状況の中で、効果的・効率的に強靱化を推進するためには、施策の優先順位が高いものについて、重点化しながら進める必要があります。本村では、第3章「取り組むべき事項」の中から、4つの重点項目を定めています。

第7節 評価・見直し

計画を効率的かつ効果的に推進するため、それらの施策や数値の達成状況を評価し、今後発生する災害の検証も加えながら、必要に応じて見直し（改善）を図ることが重要です。PDCA サイクルにより、それまで認識されず早急な整理が必要な問題点（脆弱性）が発見された場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 基本的な考え方

第1節 宮田村の概要

1 自然的条件

(1) 地勢

本村は、上伊那郡の中央部に位置し、東西 11 キロメートル南北 3.8 キロメートルにて東は天竜川を隔てて駒ヶ根市東伊那、伊那市東春近に相對し、西は中央アルプス分水嶺を境界として、木曾郡上松町と背を合わせています。また南は太田切川を隔てて駒ヶ根市赤穂に接し、北は伊那市西春近に隣接しています。

本村の面積は 54.50 平方キロメートルであり、地勢は一般に東南に向かって緩傾斜をなしています。

(2) 気候

本村の気象は、海から遠く離れた内陸にある関係上、多分に内陸的な性質を表わしています。また、日本海よりも太平洋に距離的に近く、太平洋斜面に属しているために、一般的には太平洋側気候の性質を多くもっています。

2 社会的条件

(1) 人口

村の総人口は、令和 2 年 12 月 1 日現在 8,983 人であり、昭和 40 年代の 6,000 人台から平成 19 年に約 9,400 人台となるまで順調に増え続けてきました。

その後も微増微減を繰り返す横ばい状態が続いていましたが、ここ数年、減少率は平均を下回るものの、全国的な傾向と同様、減少傾向が続いています。

人口密度は 1 平方キロメートルあたり 165 人であり、本村の面積の約 70 パーセントが山林である地形的特殊性から、部分的には人口集中地区を形成しています。

(2) 道路の位置等

国道 153 号線が村のほぼ中央部を南北に通じ、南は飯田市を経て名古屋市に通じ、北は辰野町を経て塩尻市及び諏訪市へ通じています。

伊那谷の大動脈として中央自動車道西宮線が走り、駒ヶ根 IC からは、東京都心部へ約 3 時間、名古屋中心部へ約 2 時間という圏域にあります。

中央自動車道西宮線の東に並行して村道 21 号線（広域農道）が南北に走り、北は辰野町・南は飯田市へ通じています。

第2節 想定するリスク

本村の強靱化にあたり、想定するリスクには、自然災害のみならず大規模事故等も考えられますが、長野県の強靱化計画が大規模自然災害のみを対象としていることや、本村の過去の災害や、地域特性から、本計画で想定するリスクは大規模自然災害を対象とします。

1 災害履歴

(1) 風水害

災害年月日	被災地域	災害状況と規模
昭和 13. 7. 5	大久保（太田切川流域） 大久保前河原	豪雨、太田切川大久保地籍より切込み、大久保赤穂線約 300m 流失、大久保前河原水田流失
〃 32. 6. 28	大田切（太田切川流域）	太田切川堤防約 50m 決壊
〃 36. 6. 27	全域	梅雨前線豪雨、天竜川、太田切川、大沢川、小田切川、寺沢川大洪水。床上下浸水 13 戸、大久保地籍県道土砂崩れ
〃 39. 9. 25	全域	台風 20 号、太田切川、寺沢川、大沢川、小田切川流域で大洪水。河川決壊、太田切川 3 か所、寺沢川 3 か所、大沢川 1 か所、小田切川 1 か所、田畑流失 15 a、土砂流入、埋没 4 ha、家屋浸水多数、死者 1 名
〃 42. 6. 28	大久保	豪雨、田に土砂流入 30 a、山林なぎ抜け 40m
〃 43. 2. 15	北割	大雪が河川を塞ぎ床上浸水 2 戸、床下浸水 12 戸、田畑浸水 50 a
〃 47. 7. 11	小田切川、寺沢川流域	梅雨前線豪雨、寺沢川が決壊し土砂、流木が中島橋一帯に流出した。田畑への土砂流入 3.5ha、床下浸水多数
〃 57. 9. 11	太田切川、大沢川流域	台風 18 号、道路崩壊 1 か所、太田切川決壊 1 か所、大沢川決壊 1 か所
〃 58. 5. 16	全域	梅雨前線豪雨、大沢川決壊 3 か所、越水 2 か所、太田切川決壊 1 か所、村道崩壊 5 か所、床下浸水 8 戸
〃 58. 9. 28	全域	台風 10 号、床下浸水 9 戸、田埋没 21 a、冠水 5 ha、崖崩 1 か所、山崩 4 か所、林道 6 か所、漁業施設 4 槽
〃 60. 7. 4	北割	梅雨前線豪雨、源ヶ洞沢より土石流水田 5 a 埋没、山崩 2 か所
平成 11. 6. 30	全域	梅雨前線豪雨、長坂沢・源ヶ洞・唐松沢の洪水による土砂流入 66 a、水田冠水 8 ha、床下浸水 7 戸、土砂崩落 1 か所
〃 18. 7. 15	新田、北割、南割	豪雨災害 黒川平山腹崩壊、寺沢 3 か所小三沢 1 か所のり面崩壊、唐松沢土石流土砂流入
〃 23. 5. 10	北割	豪雨災害 小三沢林道 1 か所
〃 23. 5. 28	新田	梅雨前線豪雨 寺沢林道 2 か所
〃 24. 7. 6	新田	梅雨前線豪雨 寺沢林道 1 か所
〃 28. 9. 20	新田	台風 16 号 寺沢林道路肩崩落

(2) 火災

年 月 日	被 害 区 域	被 害 状 況
大正 10. 3. 5	寺沢北平山林	3 ha 焼失
〃 11. 3. 15	小学校	校舎 4 棟焼失 体育館 1 棟焼失 その他 1 棟焼失
〃 12. 4. 3	大平千石平山林 (新田区有林)	4 ha 焼失
〃 13. 4. 12	大平千石平山林 (南割区有林)	2 ha 焼失
〃 13. 8. 12	黒川山国有林	11ha 焼失
〃 〃 〃 14	帰命山西春近財産区山林	4 ha 焼失
〃 〃 〃 14	帰命山東春近財産区山林	8 ha 焼失
昭和 2. 12. 3	桐ノ木沢水無山林	3 ha 焼失
〃 8. 2. 6	大平千石平山林	3 ha 焼失
〃 29. 3. 27	桐ノ木沢 (官行造林)	4 ha 焼失
〃 34. 11. 16	帰命山 (官行造林)	15ha 焼失
〃 35. 4. 19	帰命山山林	4 ha 焼失
〃 48. 3. 28	桐ノ木沢水無村有林	25ha 焼失

(3) 震災

本村に直接被害をもたらした地震、または本村周辺を震源とする地震は、過去の記録に残されていません。ただし、本村が「東海地震に係る地震防災対策強化地域」に指定されていることや、伊那谷断層帯の地震震源域が本村のほぼ直下に想定されていることを考え併せ、直近 50 年間の本村周辺長野地域の地震の記録を、以下に掲載します。

西暦 (和暦)	M	被害程度	主な被害地域	備 考
1984 (昭和 59) 9.14 08 時 48 分	6.8	B	長野県西部	長野県西部地震 御岳山頂上のやや南方に生じた山崩れが約 10 km 流下し王滝村に達した。死者 11、行方不明 18、傷 10、建物全壊 13、半壊 86、流出 10、全焼 1、一部破損 473、非住家被害 86、道路損壊 205 か所、橋梁流出 2、山 (崖) 崩れ 53、鉄軌道被害 4、罹災世帯数 110、罹災者数 289。
1986 (昭和 61) 8.24 11 時 35 分	4.9	C	長野県東部	丸子松周辺でブロック塀やガラス破損、瓦崩落、落石など軽微な被害。

1986 (昭和 61) 12.30 09 時 38 分	5.9	C	長野県北部	信州新町を中心に住家の一部破損 243、水道 3 か所、その他 27 か所の被害。
1987 (昭和 62) 9.14 04 時 13 分	4.6	C	長野県北部	飯山市、野沢温泉村、栄村などで住宅一部破損、墓石転倒などの軽微な被害。
1993 (平成 5) 4.23 05 時 18 分	5.1	C	長野県西部	王滝村の県道・村道・林道で直径 20~50 cm の落石、書棚ガラス破損などの軽微な被害。
1998 (平成 10) 7.1 02 時 22 分	4.7	C	長野県北部	美麻・八坂村の一部で住家等の瓦・壁の一部破損、墓石転倒、道路亀裂などの被害。
1998 (平成 10) 8.7~	最大 5.4	C	穂高岳～槍ヶ岳付近	群発地震と雨による地盤のゆるみにより崩落・落石が起こり、登山道の通行不能発生。
1999 (平成 11) 1.28 10 時 25 分	4.7	C	長野県中部	明科町で住家一部破損 (屋根瓦崩落)、生坂村の山の上部で土砂崩落などの被害。
2004 (平成 16) 10.23 17 時 59 分	6.8	C	新潟県・長野県・群馬県	平成 16 年 (2004 年) 新潟中越地震 栄村・三水村で負傷者、中野市、豊田村で住家等一部損壊、飯山市周辺で農作物被害
2007 (平成 19) 7.16 10 時 13 分	6.8	C	新潟県・長野県	平成 19 年新潟中越沖地震 長野市、飯山市等で家屋一部破損
2008 (平成 20) 6.13 11 時 21 分	4.7	C	長野県南部	県内最大震度 4 塩尻市負傷者
2011 (平成 23) 3.12 3 時 59 分	6.7	C	長野県・新潟県	県内最大震度 6 強 栄村 栄村で死者 3、周辺地域で負傷者。栄村等で全壊、半壊などの被害。
2011 (平成 23) 6.30 8 時 16 分	5.5	C	長野県中部	県内最大震度 5 強 松本市 松本市で死者 1、負傷者。松本市等で半壊、一部損壊の被害
2014 (平成 26) 11.22 22 時 8 分	6.7	C	長野県北部	県内最大震度 6 弱 長野市 周辺地域で負傷者。白馬村、小谷村等で全壊、半壊などの被害。

注 被害程度の基準は以下のとおり。

- A : 大被害
- B : 中被害
- C : 小被害
- D : 被害が出たことは確かであるがその程度が不明

(4) その他

災害年月日	災害の記録	災害の状況
昭和57. 7. 10	ひょう害	野菜 1.4ha16 t、果樹 1.7ha30 t、損害額 6,009 千円
" 61. 2. 18	豪雪災害	パイプハウス 48 棟 5,200 m ²
" 61. 7. 21	ひょう害	15 mm～小豆大の降ひょう、果樹 168t、蔬菜 4.5ha、損害額 46,710
" 62. 4. 14	凍霜害	果樹 432t 損害額 28,803 千円
平成元. 4. 29	"	果樹 23t 損害額 4,800 千円
" 2. 4. 25	"	果樹 63t 損害額 14,364 千円
" 2. 4. 30	"	果樹 99.9t 損害額 23,370 千円
" 6.	干ばつ災害	果樹 50t 損害額 8,866 千円
" 10. 1. 9 ～ 18	豪雪災害	パイプ・ガラスハウス 62 棟 16,321 m ² 損害額 36,361 千円 生産物 損害額 18,155 千円 住宅・附属屋・車庫 206 件
" 13. 1. 26 ～ 27	"	パイプハウス 39 棟 5,400 m ² 損害額 4,505 千円 ガラスハウス（ガラス）13 棟 110 枚 損害額 605 千円
" 26. 2. 8 ～ 15	"	パイプハウス 13 棟 2,417 m ² 損害額 556 千円

2 対象とする災害

本計画で対象とする自然災害は、国の基本計画や長野県強靱化計画で示されている大規模自然災害を参考としながら、本村の特性を踏まえ、以下のように設定します。

災害の種類	想定する規模等	本村の災害特性
土砂災害・水害	記録的な大雨等による大規模土砂災害・水害を想定	天竜川、太田切川等の氾濫、山間部の土砂災害
大規模地震	M7～8程度、最大震度6弱を想定	村全域における家屋等の倒壊、孤立集落の発生等
暴風雪・大雪	記録的な暴風雪や大雪による大規模雪害を想定	村内全域における人的被害及び家屋等の被害
火山噴火災害	富士山、浅間山、御嶽山、焼岳の噴火による火山灰での被害	火山灰によるインフラへの被害、健康被害
暴風災害	記録的な暴風による被害	暴風による家屋等の倒壊や停電、倒木による道路の寸断等
複合災害	大規模地震や大雨による洪水などが同時または連続して発生する被害	上記の複合災害

第3節 基本目標と事前に備えるべき目標

1 基本目標

本計画の基本目標は、国の基本計画及び長野県強靱化計画を踏まえ、以下のように設定します。

「人命、財産、社会基盤を守り、迅速に復興できるむらづくり」

2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標の実現に向け、事前に備えるべき目標として、長野県強靱化計画を踏まえ以下の7つを設定します。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 被災者や負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- (3) 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- (4) 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
- (5) 流通・経済活動を停滞させないこと
- (6) 二次的な被害を発生させないこと
- (7) 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに

3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国の基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」や、県計画で設定されている7つの基本目標と32の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、村の地域特性等を踏まえ、7つの「事前に備えるべき目標」と24の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【起きてはならない最悪の事態】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 人命の保護が最大限 図られること	1-1	地震等による建築物等の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
	1-2	河川の氾濫に伴う住宅などの建物の浸水
	1-3	土砂災害等による死傷者の発生
	1-4	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 被災者や負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	2-1	長期にわたる孤立集落の発生
	2-2	警察、消防等による救助・救急活動等の不足
	2-3	医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-4	被災地における感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	3-1	村職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
	3-2	防災・災害対応に必要な通信インフラ・通信サービスの機能停止
4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	4-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
	4-2	上下水道の長期間にわたる停止
	4-3	村外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 流通・経済活動を停滞させないこと	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞
	5-2	食料等の安定供給の停滞
6 二次的な被害を発生させないこと	6-1	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生
	6-2	有害物質の大規模拡散・流出
	6-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	6-4	観光や地域農産物に対する風評被害
	6-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
7 被災した方々の日常生活が迅速に戻るこ	7-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3	被災者の住宅の確保ができず、生活再建が大幅に遅れる事態
	7-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第3章 取り組むべき事項

第3章では第2章で設定した「起きてはならない最悪の事態」ごとに、「1 脆弱性評価」、「2 施策」「3 数値目標」で構成しています。

冒頭に本計画期間中で特に取り組むべき重点項目を記載しています。

重点項目

本計画で掲げている24の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策は、いずれも重要な施策ですが、地域ごとに直面しているリスクを踏まえ、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ等を考慮して重点化を行います。

1 住宅や公共施設の耐震化 [起きてはならない最悪の事態 1-1 (1)]

住宅の耐震化を一層推進するため、引き続き個人住宅の耐震診断・耐震改修等を促進します。また、家具転倒防止策など屋内の安全性を高める情報提供を行い、震災時の被害軽減に努めます。

公共施設の耐震化も引き続き実施し、利用者及び職員の安全確保に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・住宅の耐震診断の実施と耐震化の推進（住宅安全対策事業）〔建設課建設係〕
- ・家具転倒防止対策の推進〔建設課建設係、総務課総務係〕
- ・公共施設の耐震改修の推進〔各施設管理担当係〕

2 危険箇所と避難方法の周知 [起きてはならない最悪の事態 1-2 (2)]

[起きてはならない最悪の事態 1-3 (3)]

想定最大規模降雨に基づく浸水想定区域、及び土砂災害の起こるリスクの高いエリアについて、ハザードマップを活用した啓発を行うとともに、水害や土砂災害の危険性に関する講習や訓練の実施に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・ハザードマップ等の更新と配布〔総務課総務係〕
- ・防災講習や防災訓練の開始と参加支援〔総務課総務係〕

3 多様な情報伝達・情報収集手段の確保 [起きてはならない最悪の事態 2-1 (2)]

災害時に情報伝達をより効果的に行えるよう、防災無線、メール配信システム、ホームページや各種 SNS 等を活用した運用体制の整備に取り組みます。また、住民からの情報収集についても検討し、村全体での情報共有のシステムづくりを推進します。外国籍住民が増えていることから、情報伝達での多言語化についても取組を進めていきます。

また、災害時に十分な機能が発揮できるよう、通信機器の保守・整備に努めます。

ケーブルテレビ局等との災害時の協定については、村と協定締結先との役割などについてより詳細な取り決めを行い、円滑な運用が可能となるよう努めます。

【主要な施策・取組】

- ・ 情報化推進事業 [みらい創造課]
- ・ 通信機器保守事業 [みらい創造課、教育委員会学校教育係、総務課総務係]
- ・ 小学校施設・設備整備事業 [教育委員会学校教育係]
- ・ 中学校施設・設備整備事業 [教育委員会学校教育係]
- ・ 放送に関わる協定の見直し [みらい創造課、総務課総務係]

4 災害に強い道路網の整備 [起きてはならない最悪の事態 2-1 (2)]

関係機関と連携し、災害に強い道路網の形成に向け、道路や橋梁の耐震化や長寿命化等を推進します。

【主要な施策・取組】

- ・ 道路維持事業 [建設課建設係]、・ 村道道路改良事業 [建設課建設係]
- ・ 村道舗装修繕事業 [建設課建設係]、・ 橋梁の修繕事業 [建設課建設係]
- ・ 除融雪事業 [建設課建設係]

第1節 人命の保護が最大限図られること

起きてはならない
最悪の事態

1-1 地震等による建築物等の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生

1 脆弱性評価

(1) 住宅や公共施設の耐震化

旧耐震基準で建てられた建築物は、耐震性に乏しいとされるため、耐震診断や耐震改修を実施し、安全性を高めていくことが必要です。本村では、個人住宅向けの住宅安全対策事業などにに基づき、耐震診断と耐震改修を支援・促進してきましたが、費用負担が生じることから、耐震診断を受けていない、あるいは改修が必要でも未改修のままの住宅などが残っています。引き続き、耐震診断と耐震改修を進めることが必要です。また、震災時の家具の転倒はけがの原因になるとともに、避難や救助の妨げにもなることから、家具の転倒防止を促していくことが必要です。

公共施設については、本庁舎の耐震化は完了し、またその他の公共施設も計画に沿い順次耐震化を進めていますが、利用者や職員の安全性を確保するため、引き続き耐震化を進めていくことが求められます。

(2) 初期消火体制の強化

住宅火災による死者(全国)の多くは高齢者となっており、一度火災が発生すると、逃げ遅れ等で犠牲になる人が増えると考えられ、火災を発生させない取組の強化が必要です。また、大規模地震などによる火災は同時多発的に起こることが予想されるため、初期消火の体制づくりと消防力の強化が必要です。

(3) 消防力の維持・強化

地域に密着し災害時に重要な役割を果たす消防団は、現時点で消防団員の不足などの事態は生じていませんが、地域によっては今後団員の確保が課題になることが予想されます。消防団の機能維持のため、消防団員の確保に努めるとともに、組織のあり方の見直しや、継続的な装備の更新などが必要です。

2 施策

(1) 住宅や公共施設の耐震化

住宅の耐震化を一層推進するため、引き続き個人住宅の耐震診断・耐震改修等を促進します。また、家具転倒防止策など屋内の安全性を高める情報提供を行い、震災時の被害軽減に努めます。

公共施設の耐震化も引き続き実施し、利用者及び職員の安全確保に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・住宅の耐震診断の実施と耐震化の推進（住宅安全対策事業）〔建設課建設係〕
- ・家具転倒防止対策の推進〔建設課建設係、総務課総務係〕
- ・公共施設の耐震改修の推進〔各施設管理担当係〕

(2) 初期消火体制の強化

火災の未然防止には、住民一人ひとりの火事発生への予防対策の心がけが重要であることから、様々な機会を通じた防災意識の向上に努めます。

また、大規模火災を未然に防ぐには、初期消火が重要であるため、地域で協力して初期消火活動ができるよう、自主防災組織の活動を支援していきます。

【主要な施策・取組】

- ・火災の発生抑制に向けた啓発〔総務課総務係〕
- ・自主防災組織の充実〔総務課総務係〕

(3) 消防力の維持・強化

消防団の機能維持と強化に向け、消防団の訓練等の実施、消防団員の確保に努めます。また、必要に応じて消防団の組織改編を行います。

また、消防車両や消防設備の更新を行い、消防力の維持・強化に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・消防団の充実〔総務課総務係〕
- ・消防防災設備の整備〔総務課総務係〕

3 数値目標			
指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)	備考
住宅の耐震改修実施率	22.6%	25%	
公共施設の耐震化率	92.5%	100%	
自主防災組織の防災訓練参加率	100%	100%	
消防団員数	254人	団員数の維持	

1 脆弱性評価

(1) 河川の改修等の推進

近年、小河川の許容量を超える集中豪雨が複数回発生しており、災害を想定した計画的な河川改修や排水路改修とそれらの維持管理に、関係団体と連携し取り組んでいくことが必要です。

また、近年の水害の激甚化・頻発化に鑑み、河川改修だけでなく流域全体で治水対策を行う「流域治水」に取り組む必要があります。

(2) 危険箇所（水害）と避難方法の周知

浸水想定区域については全戸配布のハザードマップに掲載しており、またホームページにも掲載しています。これらを住民が確実に認識し、避難行動の際に活用できるよう、周知徹底が必要です。

2 施策

(1) 河川の改修等の推進

村の管理する河川及び排水路等について、計画的な整備・改修を実施します。また、近年の水害の激甚化・頻発化に鑑み、河川改修だけでなく流域全体で治水対策を行う「流域治水」に取り組みます。

加えて、国・県管理の一級河川の改修について、国や県へ要望していきます。

【主要な施策・取組】

- ・河川改良事業〔建設課建設係〕
- ・水路改修事業〔建設課耕地林務係、産業振興推進室農政係〕
- ・土地改良事業〔建設課耕地林務係〕

(2) 危険箇所（水害）と避難方法の周知

想定最大規模降雨に基づく浸水想定区域について、ハザードマップを活用した啓発を行うとともに、水害の危険性に関する講習や訓練の実施に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・ハザードマップ等の更新と配布〔総務課総務係〕
- ・防災講習や防災訓練の開催と参加支援〔総務課総務係〕

3 数値目標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)	備考
ハザードマップの更新	H31年3月作成	適時更新	
住民の防災訓練参加率	80.2%	85.0%	世帯を母数とした値
土石流監視カメラ設置	4か所	5か所	

1 脆弱性評価

(1) 土石流、地すべり、崖崩れ等の防災対策の推進

本村には、土砂災害（特別）警戒区域が多数指定されており、その区域内にある人家等に及ぶ土砂災害を未然に防ぐことが求められています。

(2) 森林の適正管理

森林の適切な管理が行われない場合に、森林が有する多面的機能の一部が損なわれ、土砂災害等の発生リスクが高まることが懸念されることから、森林の適正な管理と整備・保全活動が必要です。

(3) 危険箇所（土砂災害）と避難方法の周知

土砂災害の起こるリスクの高いエリアについて、全戸配布のハザードマップに掲載しており、またホームページにも掲載しています。これらを住民が確実に認識し、避難行動の際に活用できるよう、周知徹底が必要です。

2 施策

(1) 土石流、地すべり、崖崩れ等の防災対策の推進

災害の発生抑制に向け、土砂災害の危険箇所の整備を実施していきます。急傾斜地崩壊対策事業の対象となる箇所については、県に対し事業の要望・陳情活動を行っていきます。

【主要な施策・取組】

- ・土木総務事業〔建設課建設係〕
- ・急傾斜地崩壊対策事業の要望〔建設課建設係〕
- ・砂防施設のしゅんせつ〔建設課建設係〕

(2) 森林の適正管理

森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、関係機関と連携し、支障木除去、森林経営計画または森林経営管理制度に基づく間伐事業の継続等により、森林の適正管理に努めます。

また、流域治水や山林崩壊、土砂災害等に対する治山事業については、県へ事業要望を行っていきます。

【主要な施策・取組】

- ・林業振興事業〔建設課耕地林務係〕
- ・森林整備事業〔建設課耕地林務係〕
- ・林道改良事業〔建設課耕地林務係〕

(3) 危険箇所（土砂災害）と避難方法の周知

土砂災害（特別）警戒区域の指定状況を踏まえつつ、ハザードマップを活用しながら、危険箇所の周知に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・ハザードマップ等の更新と配布〔総務課総務係〕
- ・防災講習や防災訓練の開催と参加支援〔総務課総務係〕

3 数値目標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)	備考
森林整備面積	13ha	75ha	現状=単年度値
ハザードマップの更新	H31年3月作成	適宜更新	(再掲)

1 脆弱性評価

(1) 多様な情報伝達・情報収集手段の確保

本村では、災害時の情報伝達手段として、防災無線、メール配信システム、ホームページや各種 SNS 等があります。今後、これらを効果的に運用する体制を整えることや、住民からの情報を収集することで、災害発生時の被害の軽減につなげることが求められています。外国籍住民への的確な情報伝達のためには、多言語化への対応が必要となっています。

また、災害時に十分な機能を発揮するため、情報通信機器の保守・整備も必要となっています。

ケーブルテレビ局等との災害時の協定については、円滑な運用ができるよう、継続的に見直し等を行っていくことが必要です。

(2) 避難勧告等の適切な発令

避難勧告の発令の遅れや、発令情報の不達は避難行動の遅れにつながります。適切に避難勧告等を発令できるよう、最新の避難勧告等に関するガイドラインに基づき、避難勧告等の発令基準及び伝達マニュアルの見直しを行うことが必要です。

(3) 住民の自主的な避難行動

災害から被害を受けないためには、住民各自がその危険性を認識し、迅速な避難行動を起こすことが必要です。また、行政からの避難勧告が発令された場合には、それに従い、迅速な避難行動をとる必要があります。

(4) 避難行動要支援者への対応

災害発生時に支援を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者が、迅速かつ安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿を更新し、個別計画の策定を推進する必要があります。

2 施策

(1) 多様な情報伝達・情報収集手段の確保

災害時に情報伝達をより効果的に行えるよう、防災無線、メール配信システム、ホームページや各種 SNS 等を活用した運用体制の整備に取り組みます。また、住民からの情報収集についても検討し、村全体での情報共有のシステムづくりを推進します。外国籍住民が増えていることから、情報伝達での多言語化についても取組を進めていきます。

また、災害時に十分な機能が発揮できるよう、通信機器の保守・整備に努めます。

ケーブルテレビ局等との災害時の協定については、村と協定締結先との役割などについてより詳細な取り決めを行い、円滑な運用が可能となるよう努めます。

【主要な施策・取組】

- ・情報化推進事業〔みらい創造課〕
- ・通信機器保守事業〔みらい創造課、教育委員会学校教育係、総務課総務係〕
- ・小学校施設・設備整備事業〔教育委員会学校教育係〕
- ・中学校施設・設備整備事業〔教育委員会学校教育係〕
- ・放送に関わる協定の見直し〔みらい創造課、総務課総務係〕

(2) 避難勧告等の適切な発令

今後国から示される最新の避難勧告等に関するガイドラインに基づき、必要に応じて、避難勧告等の発令基準及び伝達マニュアルの見直しを行います。

【主要な施策・取組】

- ・避難勧告等の発令基準及び伝達マニュアルの見直し〔総務課総務係〕

(3) 住民の自主的な避難行動

災害の発生時に、住民自らが状況を判断し、自主的に的確な避難行動がとれるよう、防災訓練や防災学習会を実施します。また、学校においても防災教育に取り組み、災害時に児童生徒が自ら身を守る行動が取れるよう支援します。

【主要な施策・取組】

- ・防災訓練や防災学習会等の実施〔総務課総務係〕
- ・防災教育の実施〔総務課総務係〕

(4) 避難行動要支援者への対応

要配慮者が、迅速かつ安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿を更新する必要があります。また、地区ごとに防災マップを作り、避難訓練等を行うことで、要配慮者の支援体制の確立に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・ 避難行動要支援者名簿の更新〔福祉課福祉係、総務課総務係〕
- ・ 地区ごとの福祉支え合い・防災マップの作製〔福祉課福祉係〕

3 数値目標			
指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)	備考
メール配信システム登録者数	1,388件	1,700件	防災・安全情報
避難勧告等の発令基準及び伝達マニュアルの見直し	—	適時実施	
住民の防災訓練参加率	80.2%	85.0%	(再掲)
避難行動要支援者名簿の更新	随時更新	随時更新	

第2節 被災者や負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

起きてはならない
最悪の事態

2-1 長期にわたる孤立集落の発生

1 脆弱性評価

(1) 関係団体との連携による備蓄

災害の発生により、断水や物流が途絶した場合に備え、適切な量の水と食料の迅速な提供体制を確保する必要があります。

(2) 災害に強い道路網の整備

地震や風水害による土砂崩れ、大雪等により、道路や橋梁が損壊または不通になると、避難や救急・消火活動、物資の輸送に支障が生じる恐れがあり、道路災害の発生を未然に防止する必要があります。

(3) 災害発生時の道路啓開

道路や橋梁が損壊または落下物等により不通となると、緊急車両や生活物資運搬車両の通行に支障が生じる恐れがあります。このため、速やかな道路啓開等の体制づくりに取り組むことが必要です。

(4) 緊急時の輸送体制の確立

災害に伴う外部からの応援を迅速に被災地に受け入れるため、緊急時の輸送体制を確保しておくことが必要です。

2 施策

(1) 関係団体との連携による備蓄

村は被害想定に基づいた量の食料・飲料水を備蓄し、迅速にこれらを提供する体制を整えます。また、自助・共助・公助の適切な役割分担のもとで、家庭や地域における食料・飲料水の備蓄を推進するとともに、事業者との災害時の物資の供給に関する協定等の締結に取り組み、大規模災害時における食料・飲料水等の確保に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・食料・飲料水の備蓄〔総務課総務係〕
- ・家庭や地域における食料・飲料水の備蓄〔総務課総務係〕
- ・関係事業者との連携強化〔総務課総務係〕

(2) 災害に強い道路網の整備

関係機関と連携し、災害に強い道路網の形成に向け、道路や橋梁の耐震化や長寿命化等を推進します。

また、国・県と連携して伊駒アルプスロードの整備を促進します。

降雪期は、村管理道路の除雪や凍結防止剤の散布を効率的に行い、冬期間の安全で円滑な道路交通を確保します。

【主要な施策・取組】

- ・道路維持事業〔建設課建設係〕
- ・村道道路改良事業〔建設課建設係〕
- ・村道舗装修繕事業〔建設課建設係〕
- ・橋梁の修繕事業〔建設課建設係〕
- ・除融雪事業〔建設課建設係〕

(3) 災害発生時の道路啓開

村は、国・県・事業者と連携し、速やかな道路啓開への体制づくりに取り組みます。

また、災害時の応急対策活動が迅速に実施できるよう、村有車両を緊急通行車両として届出（事前届出制度）を行います。ライフライン事業者や建設事業者、医療機関に対して緊急通行車両・規制除外車両の事前届出制度の周知に努めます。

さらに、民有地との境界線を明確にしておくことが道路の円滑かつ迅速な復旧につながるため、地籍調査を着実に実施します。

【主要な施策・取組】

- ・ 道路啓開の計画等の策定と更新〔総務課総務係〕
- ・ 災害時における応急対策業務に関する協定の締結〔総務課総務係〕
- ・ 道路啓開の訓練の実施〔建設課建設係〕
- ・ 村有車両の緊急通行車両としての届出〔総務課総務係〕
- ・ 関係機関への事前届出制度の周知〔総務課総務係〕
- ・ 地籍調査の実施〔建設課建設係〕

(4) 緊急時の輸送体制の確立

緊急時の輸送体制の確立に向け、これまでに整備した緊急用ヘリコプターの離着陸場の維持管理に取り組みます。

また、緊急時における物資の搬入・搬出の円滑な実施に向け、関係機関との連携のもと、必要に応じ、緊急輸送計画等の見直しに取り組みます。

【主要な施策・取組】

- ・ 緊急用ヘリコプター離着陸場の維持管理〔総務課総務係〕
- ・ 緊急輸送計画等の見直し〔総務課総務係〕

3 数値目標			
指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)	備考
備蓄品（飲料水・食料）の備蓄量	飲料水 1,200L 乾燥米等 1,100食	現状維持	
道路改良済延長	101,187m	101,379m	
判定区分Ⅲの橋梁修繕	7橋	0橋	
地籍調査の実施率	35.3%	39.6%	
災害対策用ヘリポート数	4か所	現状維持	

1 脆弱性評価

(1) 受援体制の強化

大規模な災害発生時には、災害時相互応援協定に基づく県・他自治体からの職員の支援をはじめ、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な救援・救助部隊の活動が想定されることから、受入体制を構築することが求められています。

(2) 初期消火体制の強化【再掲：13頁参照】

住宅火災による死者（全国）の多くは高齢者となっており、一度火災が発生すると、逃げ遅れ等で犠牲になる人が増えると考えられ、火災を発生させない取組の強化が必要です。また、大規模地震などによる火災は同時多発的に起こることが予想されるため、初期消火の体制づくりと消防力の強化が必要です。

(3) 消防力の維持・強化【再掲：13頁参照】

地域に密着し災害時に重要な役割を果たす消防団は、現時点で消防団員の不足などの事態は生じていませんが、地域によっては今後団員の確保が課題になることが予想されます。消防団の機能維持のため、消防団員の確保に努めるとともに、組織のあり方の見直しや、継続的な装備の更新などが必要です。

2 施策

(1) 受援体制の強化

災害時相互応援協定に基づく県・他自治体からの職員の支援をはじめ、様々な救援・救助部隊の活動を円滑に受け入れるため、策定した受援計画を、必要に応じて随時見直しを実施します。

【主要な施策・取組】

- ・ 受援計画の更新〔総務課総務係〕

(2) 初期消火体制の強化【再掲：14 頁参照】

火災の未然防止には、住民一人ひとりの火事発生への予防対策の心がけが重要であることから、様々な機会を通じた防災意識の向上に努めます。

また、大規模火災を未然に防ぐには、初期消火が重要であるため、地域で協力して初期消火活動ができるよう、自主防災組織の活動を支援していきます。

【主要な施策・取組】

- ・ 火災の発生抑制に向けた啓発〔総務課総務係〕
- ・ 自主防災組織の充実〔総務課総務係〕

(3) 消防力の維持・強化【再掲：14 頁参照】

消防団の機能維持と強化に向け、消防団の訓練等の実施、消防団員の確保に努めます。また、必要に応じて消防団の組織改編を行います。

また、消防車両や消防設備の更新を行い、消防力の維持・強化に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・ 消防団の充実〔総務課総務係〕
- ・ 消防防災設備の整備〔総務課総務係〕

3 数値目標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)	備考
受援計画の見直し	令和2年度策定	適時見直し	
自主防災組織の防災訓練参加率	100%	100%	(再掲)
消防団員数	254人	団員数の維持	(再掲)

起きてはならない
最悪の事態

2-3 医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援
ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

1 脆弱性評価

(1) 医療機能の維持

災害発生時に、負傷者等が速やかに治療を受けられるよう、医療救護体制の強化が必要です。村では救護所の開設手順と事務分担を定めた「救護所開設マニュアル」を策定しており、必要に応じて見直していくことが必要です。

(2) 薬剤等の備蓄

薬剤等が不足し適切な治療が受けられない事態が生じないように、計画的に薬剤等の備蓄を行うことが必要です。

(3) 地域での医療体制の確保

災害発生時に、地域の医療機関や医療人材が、どのように連携できるのか、地域での医療連携の体制づくりが必要です。

2 施策

(1) 医療機能の維持

災害発生時に、負傷者等が速やかに治療を受けられるよう、救護所の設置要綱等の見直しを実施します。

【主要な施策・取組】

- ・災害発生時の救護所の設置要綱の見直し〔福祉課保健予防係〕

(2) 薬剤等の備蓄

薬剤師等の専門職と連携し、すでに備蓄されている薬剤等の確認と更新を実施しながら、計画的な備蓄に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・薬剤等の備蓄〔福祉課保健予防係〕
- ・医療資機材の備蓄〔福祉課保健予防係〕

(3) 地域での医療体制の確保

地域に在住する医療関係者のネットワークづくりを推進し、災害発生時の医療体制の確保に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・地域医療事業〔福祉課保健予防係〕

3 数値目標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)	備考
救護所の設置要綱の見直し	—	適時見直し	
薬剤等の備蓄の確認	—	定期的な 確認の実施	
地域医療関係者の会合の開催	—	定期的な実施	

1 脆弱性評価

(1) 感染症等の予防体制の整備

大規模自然災害時に、地域の衛生状態の悪化に伴い感染症等が大発生する可能性があります。また、新型コロナウイルス（COVID-19）のような感染力の強い新たな感染症が生じることもあるため、避難所をはじめ、被災地域における感染症対策として、マニュアルの作成などによる体制を整備する必要があります。

2 施策

(1) 感染症等の予防体制の整備

災害時における感染予防対策マニュアルを作成し、災害時の感染症の大規模発生を防ぎます。また、新型コロナウイルスを含めた感染症を想定した避難所運営を確立します。

【主要な施策・取組】

- ・ 災害時における感染予防対策マニュアルの作成〔福祉課保健予防係〕
- ・ 新しい感染症に対応した避難所運営訓練の実施〔総務課総務係〕

3 数値目標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)	備考
災害時における感染予防対策 マニュアルの作成	—	マニュアルの作成 (令和3年度)	
新しい感染症に対応した避難所運 営訓練の実施	防災訓練で実施	現状維持	

第3節 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

起きてはならない
最悪の事態

3-1 村職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

1 脆弱性評価

(1) 行政機能の維持

村役場や村職員も被災する可能性があり、防災拠点施設、防災倉庫等の被害状況や、人員の参集不足などにより、災害応急対策の遅れが発生する可能性があります。

そのため、防災拠点施設、業務継続計画の継続的な更新・見直しが必要です。

(2) 職員の資質向上

防災訓練や研修等を通して、職員の災害対応能力を継続的に向上させていく必要があります。

(3) 受援体制の強化【再掲：27 ページ参照】

大規模な災害発生時には、災害時相互応援協定に基づく県・他自治体からの職員の支援をはじめ、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な救援・救助部隊の活動が想定されることから、受入体制を構築することが求められています。

2 施策

(1) 行政機能の維持

防災拠点施設、防災倉庫等の検討を含め、策定した業務継続計画について、引き続き更新・見直しを実施していきます。

その際、システム復旧のためのIT-BCP（情報システム業務継続計画）等、関連計画との連携を図ります。

【主要な施策・取組】

- ・業務継続計画の更新〔総務課総務係〕〔みらい創造課〕

(2) 職員の資質向上

防災訓練や研修等を通して、継続的に職員の資質向上を図ります。

【主要な施策・取組】

- ・防災訓練の実施〔総務課総務係〕
- ・職員研修の実施〔総務課総務係〕

(3) 受援体制の強化【再掲：28 ページ参照】

災害時相互応援協定に基づく県・他自治体からの職員の支援をはじめ、様々な救援・救助部隊の活動を円滑に受け入れるため、策定した受援計画を、必要に応じて随時見直しを実施します。

3 数値目標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)	備考
業務継続計画の見直し	令和2年度策定	適時見直し	
防災訓練の実施	年1回実施	年1回以上実施	
受援計画の見直し	令和2年度策定	適時見直し	(再掲)

1 脆弱性評価

(1) 情報伝達体制の強化

災害発生時に、どのような情報伝達手段がどのような災害リスクをもっているのか十分な検討ができていない状況となっており、その災害リスクの検討と復旧方法の検討が必要となっています。

また、様々な情報伝達を用いた防災訓練が不十分であるため、今後の防災訓練に取り込んでいく必要があります。

(2) 多様な情報伝達・情報収集手段の確保【再掲：20 ページ参照】

本村では、災害時の情報伝達手段として、防災無線、メール配信システム、ホームページや各種 SNS 等があります。今後、これらを効果的に運用する体制を整えることや、住民からの情報を収集することで、災害発生時の被害の軽減につなげることが求められています。外国籍住民への的確な情報伝達のためには、多言語化への対応が必要となっています。

また、災害時に十分な機能を発揮するため、情報通信機器の保守・整備も必要となっています。

ケーブルテレビ局等との災害時の協定については、円滑な運用ができるよう、継続的に見直し等を行っていくことが必要です。

2 施策

(1) 情報伝達体制の強化

村が所有する情報伝達手段のそれぞれの災害リスクを検討し、復旧方法の確認を実施していきます。

また、防災訓練において、あらゆる情報手段を用いた地区との情報伝達や、一般住民からの情報収集などの訓練を実施していきます。

【主要な施策・取組】

- ・ 情報伝達手段の災害リスク検討〔みらい創造課〕
- ・ 防災訓練における情報伝達手段の運用確認〔総務課総務係、みらい創造課〕

(2) 多様な情報伝達・情報収集手段の確保【再掲：21 ページ参照】

災害時に情報伝達をより効果的に行えるよう、防災無線、メール配信システム、ホームページや各種 SNS 等を活用した運用体制の整備に取り組みます。また、住民からの情報収集についても検討し、村全体での情報共有のシステムづくりを推進します。外国籍住民が増えていることから、情報伝達での多言語化についても取組を進めていきます。

また、災害時に十分な機能が発揮できるよう、通信機器の保守・整備に努めます。

ケーブルテレビ局等との災害時の協定については、村と協定締結先との役割などについてより詳細な取り決めを行い、円滑な運用が可能となるよう努めます。

【主要な施策・取組】

- ・ 情報化推進事業〔みらい創造課〕
- ・ 通信機器保守事業〔みらい創造課、教育委員会学校教育係、総務課総務係〕
- ・ 小学校施設・設備整備事業〔教育委員会学校教育係〕
- ・ 中学校施設・設備整備事業〔教育委員会学校教育係〕
- ・ 放送に関わる協定の見直し〔みらい創造課、総務課総務係〕

3 数値目標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)	備考
防災訓練で用いる伝達手段の数	3方法	9方法	
メール配信システム登録者数	1,388件	1,700件	(再掲)

第4節 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

起きてはならない
最悪の事態

4-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

1 脆弱性評価

(1) エネルギー供給事業者との連携強化

村では現在、エネルギー供給事業者との協定については、電力、LP ガス、灯油について協定を結んでいます。石油等については協定がないため、今後事業者と協力のあり方について検討が必要です。

2 施策

(1) エネルギー供給事業者との連携強化

石油の供給業者との協定について検討し、災害時のエネルギー供給の円滑な供給に努めます。また、村内のガソリンスタンドに対し、災害対応給油所整備事業への申請を支援し、災害対応給油所の確保に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・ エネルギー供給事業者との協定締結の更新・見直し〔総務課管理財政係〕
- ・ 災害対応給油所整備事業への申請支援〔総務課総務係〕

3 数値目標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)	備考
エネルギー供給事業者との協定締結数	3 協定	4 協定	

1 脆弱性評価

(1) 水道施設の耐震化

災害時の断水等を防ぐため、上水道の耐震化を進めていくことが必要です。同時に、老朽化している管路や設備等を計画的に更新していくことが必要です。

(2) 災害時給水体制の強化

災害時における給水活動については、井戸水の給水協力に関する協定を結んでおり、今後は応急給水の訓練等を行うことが必要です。

(3) 災害に強い汚水処理の確立

災害時の汚水処理については、事業者と仮設トイレレンタルの協定を結んでいます。今後は、災害発生時の汚水処理訓練が必要です。

2 施策

(1) 水道施設の耐震化

水道基本計画及び水道ビジョンを策定予定であり、水道施設・設備等の計画的な更新と耐震化を推進します。

また、水道事業の安定的運営が災害に強い水道施設整備につながるため、これらの計画の着実な実施に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・水道基本計画・水道ビジョンの作成〔建設課上下水道係〕
- ・水道施設の耐震化事業〔建設課上下水道係〕
- ・老朽管の更新事業〔建設課上下水道係〕

(2) 災害時給水体制の強化

関係団体と連携しながら応急給水活動の訓練を実施し、災害発生時の円滑な給水体制の強化を進めます。また、水道事業復旧に従事する民間事業者との協定締結につとめ、迅速な水道事業の復旧に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・応急給水訓練の実施〔建設課上下水道係〕
- ・水道事業復旧に従事する民間企業との協定締結〔総務課総務係〕

(3) 災害に強い汚水処理の確立

災害発生時の汚水処理訓練を実施し、円滑な汚水処理体制の確立をめざします。また、下水道BCPを実効性のあるものとするため、随時見直しを行います。

【主要な施策・取組】

- ・公共下水道事業〔建設課上下水道係〕
- ・農業集落排水事業〔建設課上下水道係〕
- ・応急汚水処理訓練の実施〔建設課上下水道係〕
- ・関係各機関との連絡協力・相互応援体制・協定の推進〔総務課総務係・建設課上下水道係・住民課住民係〕
- ・代替設備の整備〔総務課総務係・建設課上下水道係〕

3 数値目標			
指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)	備考
水道基本計画・ 水道ビジョンの策定	—	水道計画策定 (令和3年度) 水道ビジョン策定 (令和4年度)	
基幹管路の耐震化率	96.5%	98.0%	
応急給水訓練の実施	—	年1回	
応急汚水処理訓練の実施	—	2年に1回	
下水道BCP策定率	100%	100%	
農業集落排水施設の機能診断実施 地区数	100%	100%	
農業集落排水施設の機能強化工事 実施地区数	—	66.6%	
簡易トイレの備蓄数	50個	100個	

1 脆弱性評価

(1) 災害に強い道路網の整備【再掲：23 ページ参照】

地震や風水害による土砂崩れ、大雪等により、道路や橋梁が損壊または不通になると、避難や救急・消火活動、物資の輸送に支障が生じる恐れがあり、道路災害の発生を未然に防止する必要があります。

(2) 災害発生時の道路啓開【再掲：23 ページ参照】

道路や橋梁が損壊または落下物等により不通となると、緊急車両や生活物資運搬車両の通行に支障が生じる恐れがあります。このため、速やかな道路啓開等の体制づくりに取り組むことが必要です。

(3) 緊急時の輸送体制の確立【再掲：23 ページ参照】

災害に伴う外部からの応援を迅速に被災地に受け入れるため、緊急時の輸送体制を確保しておくことが必要です。

(4) 公共交通（交通手段）の機能維持

村内には公共交通機関として飯田線があり、倒木などによる鉄道の不通への対応として建設業者との協定があります。自家用車等が利用できない被災者のため、鉄道会社やタクシー会社との連携について検討が必要です。

2 施策

(1) 災害に強い道路網の整備【再掲：24 ページ参照】

関係機関と連携し、災害に強い道路網の形成に向け、道路や橋梁の耐震化や長寿命化等を推進します。

また、国・県と連携して伊駒アルプスロードの整備を促進します。

降雪期は、村管理道路の除雪や凍結防止剤の散布を効率的に行い、冬期間の安全で円滑な道路交通を確保します。

【主要な施策・取組】

- ・道路維持事業〔建設課建設係〕
- ・村道道路改良事業〔建設課建設係〕
- ・村道舗装修繕事業〔建設課建設係〕
- ・橋梁の修繕事業〔建設課建設係〕
- ・除融雪事業〔建設課建設係〕

(2) 災害発生時の道路啓開【再掲：25 ページ参照】

村は、国・県・事業者と連携し、速やかな道路啓開への体制づくりに取り組みます。

また、災害時の応急対策活動が迅速に実施できるよう、村有車両を緊急通行車両として届出（事前届出制度）を行います。ライフライン事業者や建設事業者、医療機関に対して緊急通行車両・規制除外車両の事前届出制度の周知に努めます。

さらに、民有地との境界線を明確にしておくことが道路の円滑かつ迅速な復旧につながるため、地籍調査を着実に実施します。

【主要な施策・取組】

- ・道路啓開の計画等の策定と更新〔総務課総務係〕
- ・災害時における応急対策業務に関する協定の締結〔総務課総務係〕
- ・道路啓開の訓練の実施〔建設課建設係〕
- ・村有車両の緊急通行車両としての届出〔総務課総務係〕
- ・関係機関への事前届出制度の周知〔総務課総務係〕
- ・地籍調査の実施〔建設課建設係〕

(3) 緊急時の輸送体制の確立【再掲：25 ページ参照】

緊急時の輸送体制の確立に向け、これまでに整備した緊急用ヘリコプターの離着陸場の維持管理に取り組みます。

また、緊急時における物資の搬入・搬出の円滑な実施に向け、関係機関との連携のもと、必要に応じ、緊急輸送計画等の見直しに取り組みます。

【主要な施策・取組】

- ・ 緊急用ヘリコプター離着陸場の維持管理〔総務課総務係〕
- ・ 緊急輸送計画等の見直し〔総務課総務係〕

(4) 公共交通（交通手段）の機能維持

災害発生時に、鉄道会社やタクシー会社とどのような連携が必要か検討し、必要に応じて協定の締結に努めます。また、これら事業者の事業継続計画が未策定の場合は、策定を促していきます。

【主要な施策・取組】

- ・ 公共交通事業者との協定締結の推進〔総務課総務係〕
- ・ 公共交通事業者のBCP策定促進〔総務課総務係〕

3 数値目標			
指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)	備考
道路改良済延長	101,187m	101,379m	(再掲)
判定区分Ⅲの橋梁修繕	7橋	0橋	
災害対策用ヘリポート数	4か所	現状維持	(再掲)
地籍調査の実施率	35.3%	39.6%	(再掲)
公共交通事業者との協定締結件数	0件	1件	

第5節 流通・経済活動を停滞させないこと

起きてはならない
最悪の事態

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞

1 脆弱性評価

(1) 経済活動の維持

工場の操業停止や物流の停滞などが生じると、災害からの復旧・復興を遅らせる大きな要因となります。そのため、不測の事態が発生しても、事業活動をできる限り継続できるよう各事業者が事業継続計画を策定しておく必要があります。

2 施策

(1) 経済活動の維持

村内事業者への、事業継続計画策定を促し、災害が発生しても経済活動が維持できる体制づくりを推進します。

【主要な施策・取組】

・村内事業者の事業継続計画策定促進〔産業振興推進室商工観光係、総務課総務係〕

1 脆弱性評価

(1) 関係団体との連携による備蓄【再掲：23 ページ参照】

災害の発生により、断水や物流が途絶した場合に備え、適切な量の水と食料の迅速な提供体制を確保する必要があります。

(2) 災害時給水体制の強化【再掲：37 ページ参照】

災害時における給水活動については、井戸水の給水協力に関する協定書を結んでおり、今後は応急給水の訓練等を行うことが必要です。

(3) 農業生産の機能維持

災害の発生に伴い、農地や農業用施設が被災し、農産物の生産能力が低下する恐れがあります。そのため、農業用施設の長寿命化・耐震対策をはじめとした取組により、農業生産の機能維持に努める必要があります。

2 施策

(1) 関係団体との連携による備蓄【再掲：24 ページ参照】

村は被害想定に基づいた量の食料・飲料水を備蓄し、迅速にこれらを提供する体制を整えます。また、自助・共助・公助の適切な役割分担のもとで、家庭や地域における食料・飲料水の備蓄を推進するとともに、事業者との災害時の物資の供給に関する協定等の締結に取り組み、大規模災害時における食料・飲料水等の確保に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・食料・飲料水の備蓄〔総務課総務係〕
- ・家庭や地域における食料・飲料水の備蓄〔総務課総務係〕
- ・関係事業者との連携強化〔総務課総務係〕

(2) 災害時給水体制の強化【再掲：38 ページ参照】

関係団体と連携しながら応急給水活動の訓練を実施し、災害発生時の円滑な給水体制の強化を進めます。また、水道事業復旧に従事する民間事業者との協定締結につとめ、迅速な水道事業の復旧に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・ 応急給水訓練の実施〔総務課総務係〕
- ・ 水道事業復旧に従事する民間企業との協定締結〔総務課総務係〕

(3) 農業生産の機能維持

農業用施設の長寿命化・耐震化を促すとともに、被災農業者への支援事業、農業地域の保全、共同による農業用施設の維持・修繕、農地の流動化と利用調整等、総合的な農業支援策により、農業生産の機能維持に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・ 農業振興事業〔産業振興推進室農政係〕
- ・ 農村基盤総合整備事業〔建設課建設係〕
- ・ 農作物災害等対策事業〔産業振興推進室農政係〕
- ・ 農業環境対策事業〔産業振興推進室農政係〕
- ・ 農業農村支援センター事業〔産業振興推進室農政係〕
- ・ 土地改良事業〔建設課耕地林務係〕

3 数値目標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)	備考
備蓄品（飲料水・食料）の備蓄量	飲料水 1,200L 乾燥米等 1,100 食	現状維持	(再掲)
応急給水訓練の実施	—	年1回	
認定農業者数	30人	33人	
耕作放棄地面積	3.3ha	2.0ha	

第6節 二次的な被害を発生させないこと

起きてはならない
最悪の事態

6-1 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生

1 脆弱性評価

(1) 土砂災害による二次災害防止対策の推進

地震などの大規模災害発生後には、土石流、地すべり等の土砂災害による二次災害発生の危険性が増大します。

二次災害の発生を抑制するためには、応急対策工事や警戒避難体制の早期構築が重要です。また、土砂災害の危険箇所等を点検し、二次災害発生の危険性の有無を確認する必要があります。

(2) 森林の適正管理【再掲：18 ページ参照】

森林の適切な管理が行われない場合に、森林が有する多面的機能の一部が損なわれ、土砂災害等の発生リスクが高まることが懸念されることから、森林の適正な管理と整備・保全活動が必要です。

(3) 危険箇所（土砂災害）と避難方法の周知【再掲：18 ページ参照】

土砂災害の起こるリスクの高いエリアについて、全戸配布のハザードマップに掲載しており、またホームページにも掲載しています。これらを住民が確実に認識し、避難行動の際に活用できるよう、周知徹底が必要です。

2 施策

(1) 土砂災害による二次災害防止対策の推進

地震発生など大規模災害が発生した場合には、土石流、地すべりなどの土砂災害による二次災害発生に備え、国・県と連携し、迅速な応急対策工事を実施するとともに、警戒避難体制の早期構築を図ります。

【主要な施策・取組】

- ・ 現年発生公共土木施設災害復旧事業〔建設課建設係〕

(2) 森林の適正管理【再掲：19 ページ参照】

森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、関係機関と連携し、支障木除去、森林経営計画または森林経営管理制度に基づく間伐事業の継続等により、森林の適正管理に努めます。

また、流域治水や山林崩壊、土砂災害等に対する治山事業については、県へ事業要望を行っていきます。

【主要な施策・取組】

- ・ 林業振興事業〔建設課耕地林務係〕
- ・ 森林整備事業〔建設課耕地林務係〕
- ・ 林道改良事業〔建設課耕地林務係〕

(3) 危険箇所（土砂災害）と避難方法の周知【再掲：19 ページ参照】

土砂災害（特別）計画区域の指定状況を踏まえつつ、ハザードマップを活用しながら、危険箇所の周知に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・ ハザードマップ等の更新と配布〔総務課総務係〕

3 数値目標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)	備考
森林整備面積	13ha	75ha	(再掲)
ハザードマップの更新	H31年3月作成	適宜更新	(再掲)

起きてはならない
最悪の事態

6-2 有害物質の大規模拡散・流出

1 脆弱性評価

(1) 危険物の拡散・流出対策

災害発生後、危険物施設の損壊等により、有害物質等の大規模な拡散・流出の確認を行う体制強化に努める必要があります。

2 施策

(1) 危険物の拡散・流出対策

危険物施設の損壊等により、有害物質等が大規模に拡散・流出していないか確認を行う体制強化に取り組みます。

【主要な施策・取組】

・関係者への危険物取扱い研修等の実施〔総務課総務係、総務課管理財政係〕

3 数値目標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)	備考
危険物取扱い研修等の実施	—	年1回	

1 脆弱性評価

(1) 農業生産の機能維持【再掲：44 ページ参照】

災害の発生に伴い、農地や農業用施設が被災し、農産物の生産能力が低下する恐れがあります。そのため、農業用施設の長寿命化・耐震対策をはじめとした取組により、農業生産の機能維持に努める必要があります。

(2) 森林の適正管理【再掲：18 ページ参照】

森林の適切な管理が行われない場合に、森林が有する多面的機能の一部が損なわれ、土砂災害等の発生リスクが高まることが懸念されることから、森林の適正な管理と整備・保全活動が必要です。

2 施策

(1) 農業生産の機能維持【再掲：45 ページ参照】

農業用施設の長寿命化・耐震化を促すとともに、被災農業者への支援事業、農業地域の保全、共同による農業用施設の維持・修繕、農地の流動化と利用調整等、総合的な農業支援策により、農業生産の機能維持に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・ 農業振興事業〔産業振興推進室農政係〕
- ・ 農村基盤総合整備事業〔建設課耕地林務係〕
- ・ 農作物災害等対策事業〔産業振興推進室農政係〕
- ・ 農業環境対策事業〔産業振興推進室農政係〕
- ・ 農業農村支援センター事業〔産業振興推進室農政係〕
- ・ 土地改良事業〔建設課耕地林務係〕

(2) 森林の適正管理【再掲：19 ページ参照】

森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、関係機関と連携し、支障木除去、森林施業計画に基づく間伐事業の継続等により、森林の適正管理に努めます。

また、流域治水や山林崩壊、土砂災害等に対する治山事業については、県へ事業要望を行っていきます。

【主要な施策・取組】

- ・ 林業振興事業〔建設課耕地林務係〕
- ・ 森林整備事業〔建設課耕地林務係〕
- ・ 林道改良事業〔建設課耕地林務係〕

3 数値目標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)	備考
認定農業者数	30人	33人	(再掲)
耕作放棄地面積	3.3ha	2.0ha	(再掲)

1 脆弱性評価

(1) 風評被害の防止に向けた正確な情報発信

大規模災害が発生した場合、メディア等に繰り返し取り上げられることにより、不正確な情報により風評被害が発生することがあります。そのため、村内外に向けて正しい情報を発信する必要があります。

2 施策

(1) 風評被害の防止に向けた正確な情報発信

村は、県や関係団体と連携し、正確な情報発信することにより、風評被害の防止に努めます。また、実際に風評被害が生じている場合は、被害を軽減するためのプロモーション支援等の対応を実施します。

【主要な施策・取組】

- ・ ホームページや SNS 等による情報発信〔みらい創造課〕
- ・ 村の物産品のプロモーション事業〔産業振興推進室商工観光係〕

3 数値目標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)	備考
ホームページアクセス数	1,388 件	1,700 件	

1 脆弱性評価

(1) 避難所の機能強化

避難所運営においては、住民のプライバシー等を適切に保ちつつ、高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍住民といった災害対応能力の弱い方への配慮が必要です。

(2) 避難所の運営体制づくり

プライバシーの捉え方や、要配慮者への対応などにおいて、社会のあり方とともに避難所のあるべき姿も変化しています。そのため、避難所運営マニュアル等を適宜見直すとともに、新しいマニュアルに基づいた訓練が必要です。

(3) 福祉避難所の確保

福祉避難所の設置・運営マニュアルが未策定のため、今後策定していく必要があります。また、福祉避難所に指定された各事業所と連携し、訓練が必要です。

(4) 感染症等の予防体制の整備【再掲：31 ページ】

大規模自然災害時に、地域の衛生状態の悪化に伴い感染症等が大発生する可能性があります。また、新型コロナウイルス（COVID-19）のような感染力の強い新たな感染症が生じることもあるため、避難所をはじめ、被災地域における感染症対策として、マニュアルの作成などによる体制を整備する必要があります。

(5) 健康支援活動の体制整備

長引く避難生活では、心身のストレス等により、健康状態の悪化が懸念されます。避難所では体と心の両面から、健康状態の悪化を防止する必要があります。

2 施策

(1) 避難所の機能強化

パーティション等を導入し、住民のプライバシー等を適切に保ちます。また、高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍住民といった災害対応能力の弱い方への配慮を踏まえた、避難所の機能強化に取り組みます。

【主要な施策・取組】

- ・ 要配慮者の受け入れを踏まえた避難所の機能強化〔総務課総務係〕

(2) 避難所の運営体制づくり

避難所運営マニュアル等を適宜見直すとともに、新しいマニュアルに基づいた訓練等に取り組みます。

【主要な施策・取組】

- ・ 避難所運営マニュアル等の見直し〔総務課総務係〕
- ・ 避難所の運営訓練の実施〔総務課総務係〕

(3) 福祉避難所の確保

村内4事業所との福祉避難所の協定は締結されているため、福祉避難所の設置・運営マニュアルを策定します。また各事業所と連携し、避難所の運営訓練等を実施します。

【主要な施策・取組】

- ・ 福祉避難所の設置・運営マニュアルの策定〔福祉課福祉係〕
- ・ 福祉避難所運営マニュアルに基づく訓練の実施〔福祉課福祉係〕

(4) 感染症等の予防体制の整備【再掲：31 ページ】

災害時における感染予防対策マニュアルを作成し、災害時の感染症の大規模発生を防ぎます。また、新型コロナウイルスを含めた感染症を想定した避難所運営を確立します。

【主要な施策・取組】

- ・ 災害時における感染予防対策マニュアルの作成〔福祉課保健予防係〕
- ・ 新しい感染症に対応した避難所運営訓練の実施〔総務課総務係〕

(5) 健康支援活動の体制整備

被災者の健康を維持するための支援活動について、具体的な方法や体制を検討し、今後健康支援活動のマニュアル等の作成を検討します。

【主要な施策・取組】

- ・被災者の健康支援体制の構築〔福祉課保健予防係〕
- ・心のケア体制づくり〔福祉課保健予防係〕

3 数値目標			
指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)	備考
避難所の運営訓練の実施	年1回	現状維持	
福祉避難所運営マニュアルに基づく訓練の実施	—	2年に1回	
災害時における感染予防対策 マニュアルの作成	—	マニュアルの作成 (令和3年度)	(再掲)
新しい感染症に対応した避難所運営訓練の実施	防災訓練で実施	現状維持	(再掲)

第7節 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに

起きてはならない
最悪の事態

7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1 脆弱性評価

(1) 災害廃棄物等の適切な処理

大規模災害発生時は大量の廃棄物が滞り、復旧の妨げや衛生環境への影響も懸念されます。村としての災害廃棄物処理計画を策定し、各機関や広域的な連携協力による処理体制の構築と適切な廃棄物処理が実施できるよう検討する必要があります。

2 施策

(1) 災害廃棄物等の適切な処理体制の構築

災害廃棄物処理計画の策定を検討するとともに、災害廃棄物の受け入れ・処理に関する民間事業者との協定の締結や、広域で連携した災害廃棄物処理について検討を進めます。

また災害廃棄物仮置き場の候補地を選定するなど大規模災害に備えます。

【主要な施策・取組】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定検討〔住民課住民係〕
- ・ 災害廃棄物処理民間事業者との協定の検討〔住民課住民係〕
- ・ 広域での災害廃棄物処理の検討〔住民課住民係〕

3 数値目標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)	備考
災害廃棄物処理計画の策定	—	計画の策定 (令和4年度)	上伊那広域連合・伊南行政組合との連携や村地域防災計画と整合を図る。
災害廃棄物仮置き場の選定	(指定なし)	2か所	併せて、仮置き場となりうる公園等候補地の選定を行う

1 脆弱性評価

(1) 災害に強い道路網の整備【再掲：23 ページ参照】

地震や風水害による土砂崩れ、大雪等により、道路や橋梁が損壊または不通になると、避難や救急・消火活動、物資の輸送に支障が生じる恐れがあり、道路災害の発生を未然に防止する必要があります。

(2) 災害発生時の道路啓開【再掲：23 ページ参照】

道路や橋梁が損壊または落下物等により不通となると、緊急車両や生活物資運搬車両の通行に支障が生じる恐れがあります。このため、速やかな道路啓開等の体制づくりに取り組むことが必要です。

(3) 緊急時の輸送体制の確立【再掲：23 ページ参照】

災害に伴う外部からの応援を迅速に被災地に受け入れるため、緊急時の輸送体制を確保しておくことが必要です。

2 施策

(1) 災害に強い道路網の整備【再掲：24 ページ参照】

関係機関と連携し、災害に強い道路網の形成に向け、道路や橋梁の耐震化や長寿命化等を推進します。

また、国・県と連携して伊駒アルプスロードの整備を促進します。

降雪期は、村管理道路の除雪や凍結防止剤の散布を効率的に行い、冬期間の安全で円滑な道路交通を確保します。

【主要な施策・取組】

- ・道路維持事業〔建設課建設係〕
- ・村道道路改良事業〔建設課建設係〕
- ・村道舗装修繕事業〔建設課建設係〕
- ・橋梁の修繕事業〔建設課建設係〕
- ・除融雪事業〔建設課建設係〕

(2) 災害発生時の道路啓開【再掲：25 ページ参照】

村は、国・県・事業者と連携し、速やかな道路啓開への体制づくりに取り組みます。

また、災害時の応急対策活動が迅速に実施できるよう、村有車両を緊急通行車両として届出（事前届出制度）を行います。ライフライン事業者や建設事業者、医療機関に対して緊急通行車両・規制除外車両の事前届出制度の周知に努めます。

さらに、民有地との境界線を明確にしておくことが道路の円滑かつ迅速な復旧につながるため、地籍調査を着実に実施します。

【主要な施策・取組】

- ・道路啓開の計画等の策定と更新〔総務課総務係〕
- ・災害時における応急対策業務に関する協定の締結〔総務課総務係〕
- ・道路啓開の訓練の実施〔建設課建設係〕
- ・村有車両の緊急通行車両としての届出〔総務課総務係〕
- ・関係機関への事前届出制度の周知〔建設課建設係〕
- ・地籍調査の実施〔建設課建設係〕

（3）緊急時の輸送体制の確立【再掲：25 ページ参照】

緊急時の輸送体制の確立に向け、これまでに整備した緊急用ヘリコプターの離着陸場の維持管理に取り組みます。

また、緊急時における物資の搬入・搬出の円滑な実施に向け、関係機関との連携のもと、必要に応じ、緊急輸送計画等の見直しに取り組みます。

【主要な施策・取組】

- ・ 緊急用ヘリコプター離着陸場の維持管理〔総務課総務係〕
- ・ 緊急輸送計画等の見直し〔総務課総務係〕

3 数値目標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)	備考
道路改良済延長	101,187m	101,379m	(再掲)
災害対策用ヘリポート数	4か所	現状維持	(再掲)

1 脆弱性評価

(1) 応急危険度判定等の速やかな実施

住宅が大きな被害を受けた被災者にとって、建築物応急危険度判定士等により、速やかな危険度等の判断が必要です。そのため、建築物応急危険度判定士等の有資格者を確保または円滑に受け入れる体制づくりが必要です。

(2) 応急仮設住宅の確保

住家に甚大な被害が発生した場合、応急仮設住宅の確保が必要です。被災者の生活をより安定したものとするため応急仮設住宅の供給体制を構築しておくことが必要です。

(3) 公営住宅等の活用

被災者が一時的または長期的に避難する住宅として、既存の村営住宅等を整備しておく必要があります。

(4) 被災者の生活再建の支援

被災者にとって生活再建のためには、各種行政手続きや、生活基盤の確保も必要となります。そのため、迅速かつわかりやすい行政手続きと経済的な基盤を得るための各種支援が必要となります。

また実施体制確保のため、平常時から職員の育成（スキル確保）や関係機関・専門家等との連携、支援システム導入等の検討などを進める必要があります。

2 施策

(1) 応急危険度判定等の速やかな実施

建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士、住家被害認定士など、住宅の危険度等を判定する有資格者を、災害発生時に速やかに確保できるよう、関係機関との連携を構築します。

【主要な施策・取組】

- ・災害時における建築物応急危険度判定等の協力に関する協定〔総務課総務係・建設課建設係〕
- ・被災宅地危険度判定士の確保〔建設課建設係〕
- ・住家被害認定士の確保〔建設課建設係〕

(2) 応急仮設住宅の供給体制の整備

被災者の生活をより安定したものとする応急仮設住宅を速やかに供給できるよう、関係機関と連携し供給体制を整備します。

【主要な施策・取組】

- ・応急仮設住宅の供給体制整備〔建設課建設係〕

(3) 公営住宅等の活用

不足が予想される応急仮設住宅の代わりとして、利用可能な公営住宅の把握に努めるとともに、本村の村営住宅の適切な整備を行い、被災者に住宅を提供する体制を整備します。

【主要な施策・取組】

- ・村営住宅維持管理事業〔建設課建設係〕

(4) 被災者の生活再建の支援

被災者の負担をできるだけ減らせるよう、迅速でわかりやすい行政手続きと、経済的な基盤を得るための各種支援を実施します。

また、職員の育成や関係機関・専門家等との連携、支援システム導入など実効性のある実施体制を構築します。

【主要な施策・取組】

- ・罹災証明書の発行に係る研修・支援システムの導入〔住民課税務係〕
- ・住家被害認定に係る研修・体制の整備〔住民課税務係〕
- ・雇用の斡旋〔住民課税務係、産業振興推進室商工観光係〕
- ・被災者支援に向けた職員研修の実施〔総務課総務係〕
- ・被災者への経済的支援〔産業振興推進室商工観光係〕

3 数値目標			
指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)	備考
災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書	平成28年更新	現状維持	
村営住宅の耐震化率	100%	100%	S56以降
被災者支援に向けた職員研修の実施	—	年1回	
罹災証明発行・住家被害認定の研修会への参加	年1回	年1回以上	
応急危険度判定士等の資格取得	3人	4人以上	

起きてはならない
最悪の事態

7-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興
が大幅に遅れる事態

1 脆弱性評価

(1) 地域の防災活動の担い手の育成

長引く避難生活等により地域コミュニティが崩壊することを防ぐため、普段から自主防災組織の支援などを通し、地域における防災活動の担い手の育成が必要です。

また、普段の地域活動に防災活動の内容を組み込むことで、住民の防災への意識を高めていく必要があります。

(2) 地区活動の活性化

住民が地域活動に参加しやすいよう、集会の場等を確保する必要があります。

2 施策

(1) 地域の防災活動の担い手の育成

避難生活等が長引いても地域コミュニティが崩壊しないように、自主防災組織の支援などを通し、地域における防災力の向上を図ります。

また、普段の地域活動に防災活動の内容を組み込むことで、住民の防災への意識が高まるように努めます。

【主要な施策・取組】

- ・ 自主防災組織への支援〔総務課総務係〕
- ・ 村づくり事業〔みらい創造課〕

(2) 地区活動の活性化

住民の地域活動の場を確保するため、公的施設の利用を促し、集会施設等の維持に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・ 村民会館等保守事業〔教育委員会生涯学習係〕

3 数値目標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)	備考
自主防災組織の防災訓練参加率	100%	100%	(再掲)

資料編

個別事業一覧

番号※	施策名	個別事業名	交付金・補助金	担当課
1-1-1	住宅や公共施設の耐震化	◇住宅安全対策事業 ・耐震診断事業 ・耐震改修事業	・社会資本整備交付金	建設課建設係
		◇村営住宅管理事務 ・村営住宅入居管理 ・外壁改修 ・設備等修繕		
1-1-2	初期消火体制の強化	◇災害対策事業 ・自主防災組織の充実、訓練実施	・コミュニティ助成事業	総務課総務係
1-1-3	消防力の維持・強化	◇消防施設整備事業 ・消防防災施設の整備	・コミュニティ助成事業 ・消防防災施設整備費補助金	総務課総務係
		◇非常備消防事業 ・消防団員の訓練 ・消防団員の確保		総務課総務係
		◇常備消防事業 ・消防事務の共同処理		総務課総務係
1-2-1	河川の改修等の推進	◇河川改良事業 ・河川改良事業 ・水路維持実施 ・河川愛護会（ゴミ拾い、草刈り）		建設課建設係
		◇河川工作物応急対策事業 ・河川工作物応急対策工事（県営） ・河川工作物応急対策概要書作成（団体営（村）） ・転落防止対策事業		建設課建設係
		◇中山間地域農業直接支払事業 ・水路改修等		産業振興推進室 農政係
		◇農業環境対策事業 ・宮田村農地・水・環境保全管理協定運営委員会の開催 ・共同による農業用施設の維持・修繕 ・長寿命化による施設の改修	・多面的機能支払交付金	産業振興推進室 農政係

※番号は、「起きてはならない最悪の事態」の番号と施策の番号をつなげています。

番号	施策名	個別事業名	交付金・補助金	担当課
1-2-1	河川の改修等の推進	◇土地改良事業 ・農業用排水路及び農業用取水口や施設の改修修繕、土砂撤去等	・農地耕作条件改善事業 ・農村地域防災減災事業 ・水利施設等保全高度化事業	建設課 耕地林務係
1-2-2	危険箇所（水害）と避難方法の周知	◇災害対策事業 ・ハザードマップの更新・全戸配布 ・災害時避難行動要支援者台帳の更新 ・住民支え合い・防災マップの作成・研修実施 ・備蓄品（飲料水 1,200 リットル・乾燥米等 1,100 食） ・防災協定の締結（平成 30 年度 3 件） ・ブロック塀撤去補助金新設 ・避難所設置運営マニュアル作成 ・自主防災組織の充実、訓練実施		総務課総務係
1-3-1	土石流、地すべり、崖崩れ等の防災対策の推進	◇土木総務事務 ・要望・陳情活動等 ・急傾斜地崩壊対策事業		建設課建設係
		◇急傾斜対策事業（県） ・防災・安全交付金事業（総合流域防災）		建設課建設係
1-3-2	森林の適正管理	◇林業振興事業 ・森林保全巡視 ・木育事業	・森林づくり推進支援金	建設課耕地林務係
		◇森林整備事業 ・森林整備	・間伐森林整備事業交付金 ・合板製材生産性強化対策事業交付金	
		◇松くい虫対策事業 ・樹種転換事業		
		◇村有林造林事業 ・公共用地の支障木除去等		
		◇林道改良事業 ・林道の法面の安定化等（法面防護柵等） ・林道の路面及び側溝整備、安全設備の設置	・地方創生道整備推進交付金 ・森林づくり推進支援金	
1-3-3	危険箇所（土砂災害）と避難方法の周知	◇災害対策事業 【再掲：1-2-2 参照】		総務課総務係

番号	施策名	個別事業名	交付金・補助金	担当課
1-4-1	多様な情報伝達・情報収集手段の確保	◇情報化推進事業 ・宮田村メール配信システムの更新 ・宮田村公式ホームページのシステム改修 ・フェイスブック、インスタグラムを活用した発信 ・宮田村公式ホームページ内、宮田村日記の定期更新		みらい創造課
		◇小学校管理事務 ・通信機器保守事業		教育委員会学校教育係
		◇小学校施設・設備整備事業 ・WiFi 環境工事 ・LAN 配線工事 ・空調設備整備 ・放送設備整備	・公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金	
		◇中学校管理事務 ・通信機器保守事業		
		◇中学校施設・設備整備事業 ・WiFi 環境工事 ・LAN 配線工事 ・空調設備整備	・公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金	
1-4-2	避難勧告等の適切な発令	◇災害対策事業 ・避難勧告等の発令基準及び伝達マニュアルの見直し		総務課総務係
1-4-3	住民の自主的な避難行動	◇災害対策事業 【再掲：1-2-2 参照】		総務課総務係
1-4-4	避難行動要支援者への対応	◇災害対策事業 ・災害時避難行動要支援者台帳の更新		総務課総務係
2-1-1	関係団体との連携による備蓄	◇災害対策事業 【再掲：1-2-2 参照】		総務課総務係
2-1-2	災害に強い道路網の整備	◇道路維持事業 ・道路維持事業		建設課建設係
		◇除融雪事業 ・除融雪事業	・社会資本整備交付金	
		◇一般道路改良舗装事業 ・村道道路改良事業（単費） ・村道舗装修繕事業（単費） ・橋梁の修繕（単費）		
		◇国庫補助道路改良事業費 ・村道道路改良事業 ・村道舗装修繕事業 ・橋梁の点検等	・社会資本整備交付金 ・道路メンテナンス事業	
2-1-3	災害発生時の道路啓開	◇災害復旧事業		建設課建設係
		◇地籍調査事業		

番号	施策名	個別事業名	交付金・補助金	担当課
2-1-4	緊急時の輸送体制の確立	◇緊急輸送体制の整備事業 ・緊急用ヘリコプター離着陸場の維持管理 ・緊急輸送計画等の見直し		総務課総務係
2-2-1	受援体制の強化	◇受援体制の整備事業 ・受援計画の更新		総務課総務係
2-3-1	医療機能の維持	◇災害対策事業 ・災害発生時の救護所の設置要綱の見直し		福祉課保健予防係
2-3-2	薬剤等の備蓄	◇災害対策事業 ・薬剤等の備蓄 ・医療資機材の備蓄		福祉課保健予防係
2-3-3	地域での医療体制の確保	◇地域医療事業 ・地域医療の充実（人財育成、負担金） ・救急医療の確保 ・健康づくりの啓発		福祉課保健予防係 総務課総務係
2-4-1	感染症等の予防体制の整備	◇感染症対策事業 ・予防接種等		福祉課保健予防係
3-1-1	行政機能の維持	◇庁内 LAN 保守事業 ・庁内のネットワーク機器の運用とその保守管理 ・職員へのセキュリティ研修		みらい創造課
		◇広域ネットワーク保守事業 ・総合行政ネットワーク（L G W A N）への接続機器及び関連機器の保守		
3-1-2	職員の資質向上	◇職員研修事業		総務課総務係
3-2-1	情報伝達体制の強化	◇災害対策事業 ・情報伝達手段の災害リスク検討 ・防災訓練における情報伝達手段の運用確認		みらい創造課、 総務課総務係
4-1-1	エネルギー供給事業者との連携強化	◇災害対策事業 ・エネルギー供給事業者との協定締結の更新・見直し ・災害対応給油所整備事業への申請支援		総務課管理財政係、 総務課総務係
4-2-1	水道施設の耐震化	◇上水道事業会計		建設課上下水道係
4-2-2	災害時給水体制の強化	◇上水道事業会計		建設課上下水道係

番号	施策名	個別事業名	交付金・補助金	担当課
4-2-3	災害に強い汚水処理の確立	◇下水道事業会計 ・公共下水道事業 (宮田アクアランド改築工事、大曲マンホールポンプ場修繕実施設計工事、第4トリート機能強化工事、第5トリート機能強化詳細設計)	・社会資本整備 総合交付金	建設課上下水道係
		◇下水道事業会計 ・農業集落排水事業	・農山漁村地域 交付金	
		◇し尿処理事業 ・伊南行政組合共同処理		住民課住民係
4-3-4	公共交通（交通手段）の機能維持	◇災害対策事業 ・公共交通事業者との協定締結の推進 ・公共交通事業者のBCP策定促進		総務課総務係
5-1-1	経済活動の維持	◇災害対策事業 ・村内事業者の事業継続計画策定促進		産業振興推進室 商工観光係、 総務課総務係
5-2-3	農業生産の機能維持	◇農業振興事業 ・農業地域の保全並びに農業環境の形成 ・人・農地プラン経営体 ・次世代人材投資事業 ・6次産業化施策の振興・地域特産品開発		産業振興推進室 農政係
		◇農作物災害等対策事業 ・被災農業者の救済と再生産資金の確保		
		◇農業環境対策事業 ・宮田村農地・水・環境保全管理協定運営委員会の開催 ・共同による農業用施設の維持・修繕 ・長寿命化による施設の改修 ・水路改修工事（農地耕作条件改善）	・多面的機能支 払交付金	
		◇農業農村支援センター事業 ・経営所得安定対策交付金 ・農地流動化と利用調整 ・米の生産数量の目安値達成のための転作誘導		
		◇農村基盤総合整備事業 ・跨道橋（水路橋）の耐震対策	・農村地域防災 減災事業	

番号	施策名	個別事業名	交付金・補助金	担当課
6-1-1	土砂災害による二次災害防止対策の推進	・現年発生公共土木施設災害復旧事業		建設課建設係
6-2-1	危険物の拡散・流出対策	◇災害対策事業 ・関係者への危険物取扱い研修等の実施		総務課総務係、 総務課管理財政係
6-4-1	風評被害の防止に向けた正確な情報発信	◇広報事務 ◇商工総務事務 ・企業誘致 ・情報交換会への出席 ・物産展への参加 ・イベントでのPR		みらい創造課 産業振興推進室 商工観光係
6-5-1	避難所の機能強化	◇災害対策事業 ・要配慮者の受け入れを踏まえた避難所の機能強化		総務課総務係
6-5-2	避難所の運営体制づくり	◇災害対策事業 ・避難所運営マニュアル等の見直し ・避難所の運営訓練の実施		総務課総務係
6-5-3	福祉避難所の確保	◇災害対策事業 ・福祉避難所の設置・運営マニュアルの策定 ・福祉避難所運営マニュアルに基づく訓練の実施		総務課総務係
6-5-5	健康支援活動の体制整備	◇災害対策事業 ・被災者の健康支援体制の構築 ・心のケア体制づくり		福祉課保健予防係
7-1-1	災害廃棄物の適切な処理体制の構築	◇上伊那広域ごみ処理 ・上伊那広域連合共同処理		住民課住民係
7-3-1	応急危険度判定等の速やかな実施	◇災害対策事業 ・災害時における建築物応急危険度判定等の協力に関する協定 ・被災宅地危険度判定士の確保 ・住家被害認定士の確保		総務課総務係、 建設課建設係
7-3-2	応急仮設住宅の供給体制の整備	◇災害対策事業 ・応急仮設住宅の供給体制整備		建設課建設係
7-3-3	公営住宅等の活用	◇村営住宅管理事務 ・村営住宅入居管理 ・外壁改修 ・設備等修繕		建設課建設係

番号	施策名	個別事業名	交付金・補助金	担当課
7-3-4	被災者の生活再建の支援	◇勤労者生活資金原資預託事業 ・勤労者生活資金融資事業		産業振興推進室 商工観光係
7-4-1	地域の防災活動の担い手の育成	◇村づくり事業 ・地区、団体などが取り組むむらづくり活動に対し「地域づくり支援事業」として補助金を交付する		みらい創造課
7-4-2	地区活動の活性化	◇村民会館管理事務 ・各種設備保守事業		教育委員会生涯学習係

宮田村
国土強靱化地域計画

発行日：令和3年3月

〒399-4392 長野県上伊那郡宮田村 98
宮田村総務課総務係